

<郵便番号>
<住所>
<事務所名>
<代表者名> 様
(御担当 <担当者名> 様)



損害保険ジャパン日本興亜株式会社

「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」は、
損保ジャパンと日本興亜損保が
2014年9月1日に合併して誕生した会社です。

JIA建築家賠償責任保険の補償充実のおすすめ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
ご加入いただいております「JIA建築家賠償責任保険」のオプション補償をご案内申し上げます。
オプション補償へのご加入をご検討くださいますようお願い申し上げます。 敬具

オプション①「構造基準未達」補償 のおすすめ

構造設計等の業務ミスで、建築基準法20条に規定する「1、2、3号建築物」について、建築基準法20条に規定する「構造基準」を満たさないために、法律上賠償しなければならない損害を補償します。

例えば

構造計算ミスにより、鉄筋の本数が本来10本必要であったところを、4本しか設定せず不足した(建築基準法20条の基準値を満たしていない)ため、補強工事を実施した。(ただし、不足していた鉄筋の費用(6本分)については、当初から正しい設計をした場合に必要で、法律上設計事務所が負担すべき賠償にはなりません。)

例えば

協会の構造設計事務所が確認申請の協議をした際に、構造基準未達のため一部訂正の指示を受け、確認申請用図面・計算書を訂正し差し替えた。その内容が元請の設計事務所に伝わってなかったため、旧設計図書のまま施工された。完成後に旧図面であることを指摘され、改修を行った。

「構造基準未達」補償 を付帯していれば、
補償されます。

オプション②「建築基準法等未達」補償 のおすすめ

設計等の業務ミスで、建築基準法および所定の建築基準関係法令に定める基準を満たさないために、法律上賠償しなければならない損害を補償します。

例えば

駐車場の設計において、設計ミスにより駐車場法に規定されている高さの制限に抵触したため、改修工事が必要となった。(駐車場法に違反)

例えば

非常用照明を設置すべき場所に、一般照明を設置してしまった。(建築基準法に違反)

※いずれの事故に関しても、当初から正しい設計をした費用については、法律上設計事務所が負担すべき賠償責任金額とはならないため補償の対象とはなりません。
※また、設計事務所の負担すべき責任割合分が対象となります。

「建築基準法等未達」補償 を付帯していれば、
補償されます。

追加保険料※のご案内

<平成26年8月1日時点の契約内容をもとに作成>

※平成26年4月1日時点での「設計料および監理料」に基づき、
10月1日付で中途付帯された場合の追加保険料となります。

追加保険料 = 年間保険料 × 6ヶ月 / 12ヶ月

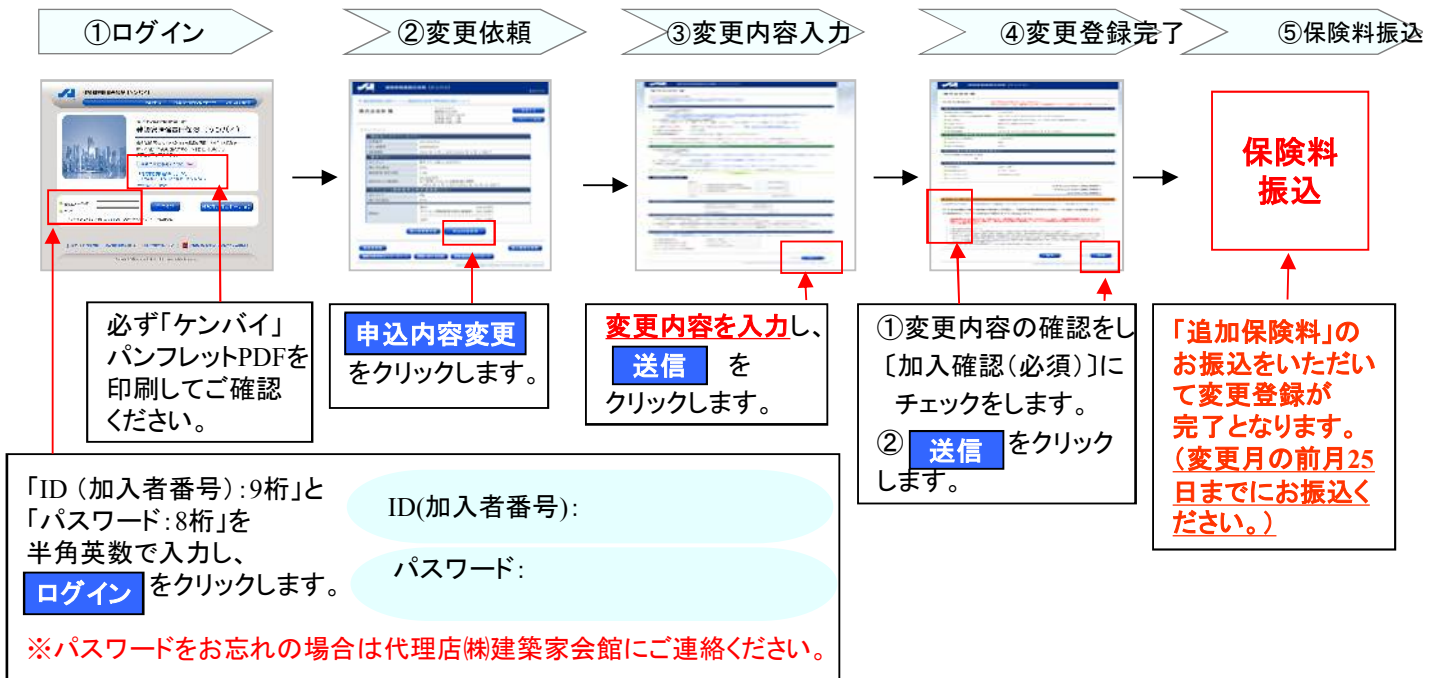
オプション① 「構造基準未達」 ※追加保険料は Q型(10,000万円) 免責500万円の場合	事務所形態が 「構造設計専業」の場合	
	事務所形態が 「総合設計事務所」の場合	
オプション② 「建築基準法等未達」		



インターネットで簡単に中途加入(オプション追加)の手続きができます!!
保険料の試算(自動計算)も可能です!!

<http://kenbai.jp/>

手続きの流れ



このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容については、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

【取扱代理店】 株式会社建築家会館
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前2-3-16
TEL:03-3401-6281 FAX:03-3401-8010

【引受保険会社】

損害保険ジャパン日本興亜株式会社
団体・公務開発部第二課
〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3
TEL:03-3593-6453 FAX:03-3593-6751

「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」は、損保ジャパンと日本興亜損保が2014年9月1日に合併して誕生した会社です。

SJNK14-04391 (2014/7/3)